

## 安曇野市議会傍聴者の託児サービスについて

この託児サービスは、議会の傍聴者に対して、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会が行っている「安曇野市ファミリーサポートセンター事業」を活用して行うものです。次の託児サービスの利用方法等をご了承いただき、ご利用ください。

### 1. 託児サービスを行う対象の会議

原則として3月、6月、9月、12月定例会の本会議及び常任委員会です。

### 2. 対象となる子ども

前項の会議を傍聴しようとする者の子どもで、0カ月から就学前の子どもです。ただし、託児者が安心してお預かりできるよう、子どもの健康状態が良好である子どもに限らせていただきます。

### 3. 実施時間及び場所

実施時間は、原則として午前10時から午後5時までの間で、本会議及び常任委員会が開催されている時間内です。

実施場所は、原則として市役所3階の託児室において行います。

### 4. 利用料は、無料です。

### 5. 利用の申込み

利用希望者は、原則として託児サービスを利用しようとする日の7日前までに、来庁又は電話、メール等で、所定の申込書により議会事務局にお申し込みください。

その後、同センター(ファミサポ事務局)から申込書の記載事項の確認とともに、同センターへの登録のご案内などを、申込書にある連絡先にご連絡をさせていただきます。

### 6. 託児サービスの利用を中止したい場合

利用しようとする日の前日の午後5時までに議会事務局にご連絡ください。

### 7. 利用の制限

利用希望者が多い場合等、託児の実施に支障がある場合は、託児サービスの利用を制限することがありますので、ご了承ください。

### 8. その他

- (1) 託児サービスは、安曇野市ファミリーサポートセンター事業を活用しますので、原則として、利用希望者には同センターに登録をしていただくことになります。登録についての詳細事項やご不明な点は、同センターへお問い合わせください。
- (2) 利用申込み時及び利用時に、子どもの健康状態その他託児を行うに当たって気をつけてほしいことなどは、同センターの職員及び託児者にお伝えください。